

松本市公告第102号

「松本市美術館ホームページ・リニューアル及び運用業務」を実施する者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和6年6月11日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 業務名称

松本市美術館ホームページ・リニューアル及び運用業務

(2) 業務内容

別紙「松本市美術館ホームページ・リニューアル及び運用業務仕様書」のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

3 企画提案参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は松本市財務規則(昭和3年規則第10号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- (3) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成29年3月31日訓令甲第10号)の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

4 募集要項等関係書類

松本市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>

5 参加表明書の提出

(1) 参加表明の方法

本募集に提案しようとする者は、下記の提出書類ア～クについて、提出期限までに担当課へ持参又は郵送により各1部ずつ提出すること。なお、令和6年度の松本市入札参加資格を有する者は、ウ～クについて提出を省略できる。

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 会社概要

エ 登記事項証明書(提出日から三カ月以内のもの、コピー可)

オ 国税の納税証明書(提出日から三カ月以内のもの、コピー可)

※未納の税額がないことがわかる証明書

- カ 市税の納税証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
※松本市内に事業所を有する場合、未納の税額がないことがわかる証明書
 - キ 財務諸表（提出日から直近のもの）
 - ク 印鑑証明書（提出日から三カ月以内のもの、コピー可）
※印鑑証明書と契約等に使用する印鑑が異なる場合、使用印鑑届（様式8）を提出すること。
- (2) 提出期限
令和6年6月28日（金）17時（必着）
- (3) 提出先
「9 書類の提出先、問い合わせ先」のとおり。

6 質問の受付と回答

- (1) 受付期限
令和6年6月17日（月）17時まで
- (2) 提出方法
電子メールにて提出すること。
※提出先メールアドレス：museum@city.matsumoto.lg.jp
- (3) 質問への回答
令和6年6月21日（金）（予定）

7 提案書類の提出

評価の対象となる提案書類は次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類及び部数
次の書類を、必要部数（イ、ウ、エ、オ、カについては正本1部、社名なし9部、その他については各1部）を揃えて提出すること。
- ア 企画提案書（様式第4号）
 - イ 提案書（任意様式）
 - ウ 本業務に係る提案見積書（様式第5号及び内訳書（任意様式））
 - エ 運用・保守に関する提案見積書（様式第6号及び内訳書（任意様式））
 - オ サーバ・ドメイン・多言語対応プラグイン費用に関する提案見積書（様式第7号及び内訳書（任意様式））
 - カ 制作スケジュール（任意様式）
 - キ 提案書類一式の電子データを格納した光学記録媒体
- (2) 提案見積書に関する注意事項
- ア 本業務に係る提案見積金額は、本業務の履行に必要となる、本提案募集の範囲に係るすべての経費（消費税及び地方消費税を含む）を踏まえて積算すること。
 - イ 運用・保守に関する提案見積書は、運用・保守に関する経費（消費税及び地方消費税を含む）一年間あたりの総額を積算すること。費用については、協議の上、別途契約を締結することとする。
 - ウ サーバ・ドメイン・多言語対応プラグイン費用に関する提案見積書は、サーバ・ドメイン・多言語対応プラグイン費用に関する経費（消費税及び地方消費税を含

む) 一年間あたりの総額を積算すること。費用については、協議の上、別途契約を締結することとする。

(3) 提案書類の提出期限

令和6年7月19日(金) 17時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて提出すること。提出先は「9 書類の提出先、問い合わせ先」のとおり。

8 選考審査及び参加者の失格、その他留意事項等

別紙「松本市美術館ホームページ・リニューアル及び運用業務に関するプロポーザル実施要項」のとおり

9 書類の提出先、問い合わせ先

松本市美術館 企画運営担当 鳥羽

〒390-0811 長野県松本市中央4丁目2-22

TEL : 0263-39-7400

FAX : 0263-39-3400

E-mail : museum@city.matsumoto.lg.jp

受付時間：月曜日(休日の場合はその翌日)を除く午前9時～午後5時